

飲食店への感染防止対策認証制度「とちまる安心認証」について

目的

感染防止対策に取り組んでいる飲食店を、県が認証、公表することで、県民の皆様により安心してお店を利用していただく。

対象

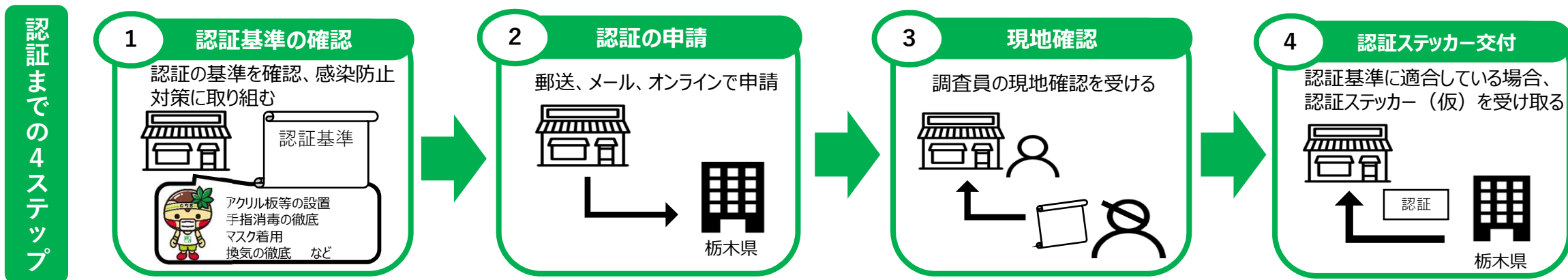
「新型コロナ感染防止対策取組宣言」を実施している飲食店（取組宣言の実施と認証の同時取得も可能）

認証の流れ

- 5月上旬 県HPにおいて認証基準公表
5月中旬頃から 事業者からの申請受付開始
※第1回受付期間：10月末まで（次回受付は申請状況により検討）
※郵送、メールによる受付を先行。準備が整い次第、事務局HPで申請受付を開始予定



- 申請受付後随時
- ・ 現地確認の日程調整
 - ・ 調査員（委託事業者）による現地確認
 - ・ 認証基準に適合している店舗に対し、認証ステッカー（仮）の交付



※今後実施を予定している「第2弾 県民一家族一旅行」で付与する地域限定クーポン取扱店舗への参加登録は、本認証を受けることを条件とし、申請する事業者を登録する。GoToイートについても本認証を受けることを新規登録の条件とするよう調整している。



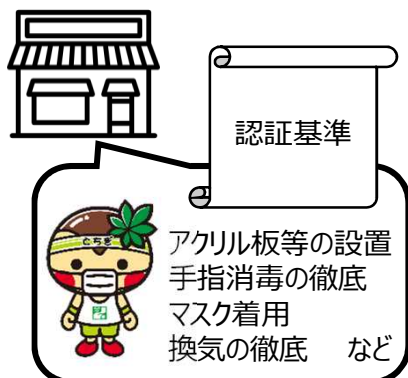
にご参加ください！

「とちまる安心認証」とは

感染防止対策を実施している飲食店を、県が認証し公表することで、
県民のみなさまにより安心してお店を利用していただく取組です。

1 認証基準の確認

認証の基準を確認、感染防止対策に取り組む

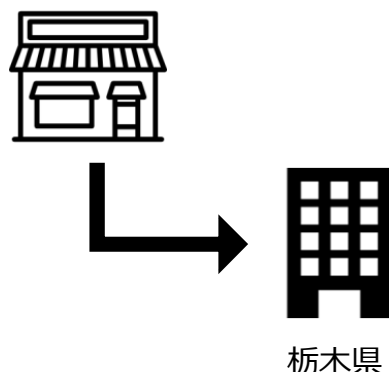


認証までの流れを
ご案内するまる



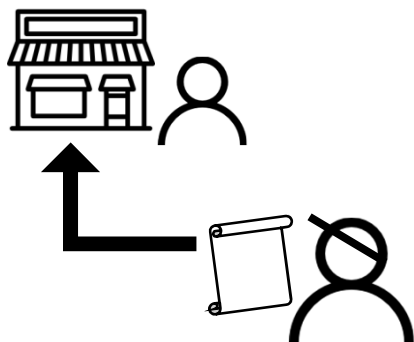
2 認証の申請

オンラインまたは郵送などで申請



3 現地確認

調査員の現地確認を受ける



4 認証ステッカー交付

認証基準に適合している場合、認証ステッカー（仮）を受け取る



栃木県が推進する「**新型コロナウイルス感染防止対策取組宣言**」をしている飲食店が対象となります。
(認証との同時取得も可能です。)

※ 制度の詳細は決まり次第、県HP等で公表いたします。

お問合せ先：栃木県新型コロナウイルス生活相談センター 028-623-2826

＝「第2回地域企業感染症対策支援補助金」のご案内＝

県内中小企業者等の皆様に対して、新型コロナウイルス感染症対策に要する経費の一部を補助する制度があります。

公募期間 令和3年4月16日(金)10時から5月31日(月)17時まで

補助金ポータルサイト <https://www.tochigi-kansentaisaku.com>

= 認証のポイント =

認証基準の一例をご紹介しますので、感染防止対策の参考にしてください。（詳細は決まり次第、県HP等でお知らせします。）

1 お客様の感染症予防

入口にアルコール消毒設備を置き、入店時に必ず、手指消毒とマスク着用をしていただく。

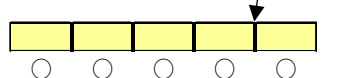
テーブルとテーブルの間にパーティションを置く、または間隔を最低1 m以上空ける。

テーブルの上にパーティションを置く、または座席の間隔を1 m以上空ける。

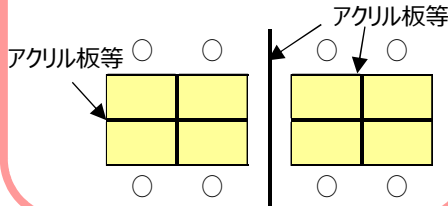
※ただし、少人数の家族や介助を必要とする場合は除く。

【アクリル板等を設置する場合】

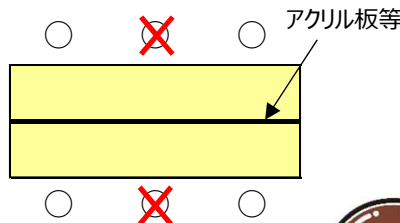
カウンター席の場合



テーブル席（4人）の場合



【アクリル板等を正面に設置する場合】

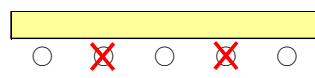


配置の例を
ご紹介するまる

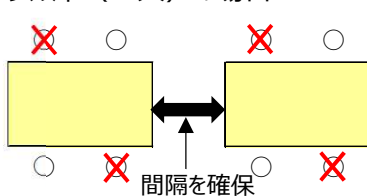


【間隔を空ける場合の例】

カウンター席の場合



テーブル席（4人）の場合



2 従業員の感染症予防

常にマスクを着用し、咳エチケットを徹底する。大声での会話を避ける。

業務開始前に検温・体調確認を行う。発熱や風邪などの症状がある場合には、出勤を停止させる。

定期的な手洗い、アルコールによる手指消毒をする。

3 施設の衛生管理

30分に1回、5分程度、2方向の窓を全開するなどして十分な換気をする。

ゴミを回収する者はマスクや手袋を着用し、作業後、手洗いやアルコールによる手指消毒をする。

4 感染症予防対策の掲示

「新型コロナ感染防止対策取組宣言」運動に取り組み、「宣言書」「ステッカー」を掲示する。

感染症予防対策の実施結果を記したチェックリストを店内に毎日掲示する。

5 患者発生に備えた対策

従業員等の感染がわかった場合、保健所の指示・調査等に協力し、感染拡大防止策を講じる。

従業員に対し、感染拡大防止のための適切な行動を徹底させる。